



「勧告]

届出の内容が、行為の制限に適合しない場合には、 勧告の措置があります。

[公表]

勧告に従わない場合には、 住所・氏名等の公表の措置をすることがあります。

[罰則]

法に基づく届出をしない場合、虚偽の届出を行った場合、 着手制限期間を守らなかった場合には、 罰則の措置があります。





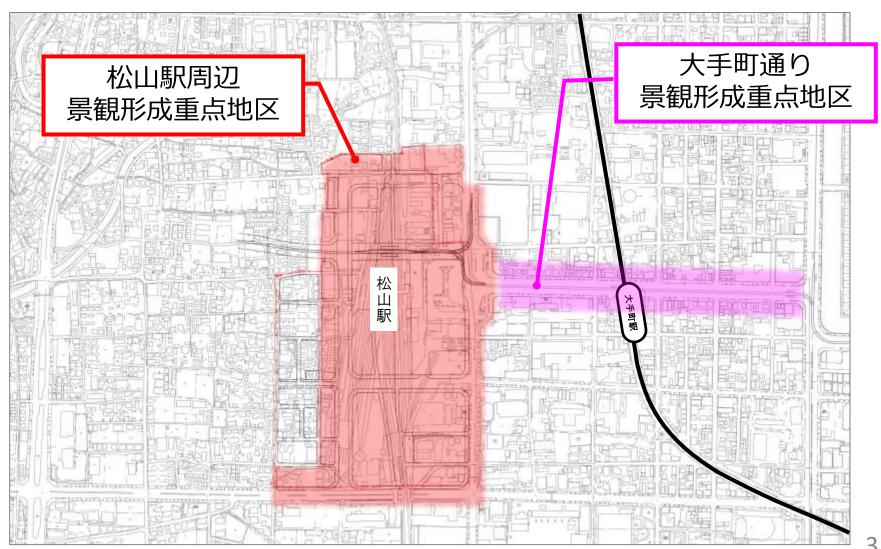


松山の陸の玄関口に ふさわしい景観をつくるために

松山駅周辺地区で、新たな 景観計画を策定したいと考 えています。



【景観計画区域(案)】

















松山駅周辺の現状



JR松山駅の改札前から駅前広場を見た景観













38











大手町通り景観形成重点地区



※このイラストはイメージであり、実際の整備内容とは異なることをご承知おきください。41































今後の進め方(予定)

- (1) 平成29年1月に第1回まちづくりアンケートを 行います。
 - ※区域によってはアンケート内容に景観以外の質問事項がございます。
- (2) アンケートでいただいたご意見を参考にしながら、 景観計画の素案を事務局で作成します。
- (3) 平成29年3月頃を目途に第2回景観に関する 意見交換会で素案を提示します。
 - ※「松山駅周辺景観形成重点地区」は地元勉強会で事前に提示します。



- (4) 意見交換会後に第2回まちづくりアンケートを 行い、必要に応じて修正を行い、景観計画案を 作成します。
- (5) 景観計画案について景観審議会やパブリックコメント等を実施し、専門家や一般市民からもご意見をいただき、必要に応じて修正を行います。
- (6) 景観計画案を都市計画審議会に諮り、 平成29年度末を目標に景観計画を策定します。 ※策定時期は検討状況により変更となる場合がございます。

意見交換会後も景観計画に関する進捗状況は、 定期的に地権者の皆さんへご報告いたします。

(4)意見交換